

保証人・学費負担者のみなさまへ

本学通信教育課程における保証人等の取扱いの変更について

京都橘大学 通信教育課程

本学通信教育課程では、成年年齢引き下げ(2022年度民法改正)の趣旨および社会人学生が多い通信教育課程の特性等を踏まえ、2024年度から下記のとおり保証人等の取扱いを変更いたします。これにより在籍中のすべての手続について、本学と学生本人との間で行うことになります。

民法改正の趣旨に基づく学生の社会的自立を促すための措置となりますが、ご家族等のみなさまにおかれましては、必要に応じてこれまでどおり学生に対する支援をいただきたく、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。

記

1 変更内容

本学では、保証人および学費負担者(口座名義人)の届出を必須としてきましたが、2024年度からはこの届出を不要とします。これまで学籍異動など一部の手続については、保証人の承諾を必要としておりましたが、今後は、在籍中のすべての手続について、学生が単独で行うことになります。

2 学籍異動(休学・退学等)の扱い

上記の変更に伴い、特に、学生の意思だけで休学・退学等ができることとなります。学費負担者(口座名義人)が学生本人とは異なる場合など、必要に応じてご家族等と相談するよう助言することはありますが、今回の成年年齢引き下げによって、学籍異動をはじめとする各種手続を学生自身が単独で行うことが可能となることにご留意くださいますようお願いいたします。

3 郵送物(学費請求書面)の送付先の変更

今回の変更に伴い、2024年度前期学費から「学費引落通知書」等の学費請求書面の送付先は、学生本人の住所に変更いたします。なお、学費引落口座の名義は学生本人である必要はなく、従前の学費負担者名義の口座でも問題ございません。

4 その他

これまでどおり、学生本人の修学状況に関わる情報について、本学からご家族等のみなさまにお伝えすることはできません。ご家族等におかれましては、必要に応じて修学状況について学生本人とご家族等の間でコミュニケーションをとっていただくなど、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いたします。

以上

[問合せ先]

京都橘大学 生涯教育・通信教育課

〒607-8175 京都市山科区大宅山田町 34

TEL: 075-574-4335 FAX: 075-574-4338

e-mail: echool@tachibana-u.ac.jp